

農業経営改善計画等の審査について

1. 「農業経営改善計画」の審査について

平成 28 年 4 月、7 月及び 10 月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、農業経営改善計画を審査し、適正であると判断した。

- (1) 審査件数 42 件（個人：32 件、法人：10 件）
 うち新規認定 9 件（個人：4 件、法人：5 件）
 変更認定 3 件（個人：0 件、法人：3 件）
 更新認定 30 件（個人：28 件、法人：2 件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数 (件)				備考
		新規	変更	更新	計	
第 1 回	28.04.25	4	0	15	19	水稲の規模拡大を目指す農家や新たに設立した農事組合法人等が新規申請。
第 2 回	28.07.22	2	3	10	15	経営移譲により世代交代した経営体が新規申請。国庫事業等を活用する法人が機械導入計画等を変更申請。
第 3 回	28.10.27	3	0	5	8	新たに法人化した酪農経営体等が新規申請。
合 計		9	3	30	42	区別内訳 青葉区 1 宮城野区 5 若林区 23 太白区 4 泉区 9

○農業経営改善計画とは？

農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画。農業経営の現状、5 年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などを記載する。この計画を市長が認定することで、認定された農業者等を「認定農業者」という。認定農業者は、低利な資金の融資や収入影響緩和対策（ナラシ対策）等の支援を受けることができる。

【参考】

認定農業者数の推移（年度末）

H22 年度(233)、H23 年度(232)、H24 年度(243)、H25 年度(246)、H26 年度(268)、H27 年度 (286)

H28 年度 270 (28.11.01 現在)

区別内訳 青葉区 11 宮城野区 36 若林区 142 太白区 48 泉区 33

※更新予定 51 経営体中 21 経営体が未更新 理由：年齢や法人化した経営体への移行等

平成 32 年度目標 315 (達成率：86%)

2. 「青年等就農計画」の審査について

4月および7月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、青年等就農計画を審査し、適正であると判断した。

- (1) 審査件数 4件（個人：3件、法人：1件）
 うち 新規認定 2件（個人：2件）
 変更認定 2件（個人：1件、法人：1件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
H28 第1回	H28.4.25	1	1	-	1	・露地野菜の個別経営体が新規申請 ・露地＋水稻の個別経営体に変更申請、審査保留とし第2回審査会で継続審査
H28 第2回	H28.7.22	1	2	-	3	・露地＋施設野菜の個別経営体が新規申請 ・露地野菜＋水稻の個別経営体（第1回から継続審査）、露地＋施設野菜の法人経営体 が変更申請
合計		2	2	-	4	継続審査は1件でカウント ※区毎の内訳 青葉区0 宮城野区0 若林区1 太白区2 泉区1

○青年等就農計画とは？

農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者になるために市に提出する計画。就農5年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などが記載され、この青年等就農計画を市長が認定することで、認定された者を「認定新規就農者」という。認定新規就農者は、国の青年就農給付金や無利子の融資等の支援を受けられる。

農業経営基盤強化促進法の改正及び市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴い、平成26年9月30日から本市における認定を開始した。

【参考】

認定新規就農者合計 8名（28.11.01現在）